

京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務（令和7年度実施）の受託候補者選定に係る 評価基準

1 趣旨

本評価基準は、京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務（令和7年度実施）の委託に当たり、本市が設ける選定委員会において受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 審査項目

次の項目について、評価基準(別表1)により行うものとする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 企画力
- (3) 資料作成力
- (4) 見積金額
- (5) 地域経済への貢献
- (6) 社会的課題への貢献

3 審査点

2に規定する各審査項目の審査点は、次のとおりとし、合計を100点とする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 業務実施体制 | 25点 |
| (2) 企画力 | 45点 |
| (3) 資料作成力 | 10点 |
| (4) 見積金額 | 10点 |
| (5) 地域経済への貢献 | 5点 |
| (6) 社会的課題への貢献 | 5点 |

4 審査表

審査は審査表(別表2)によって行う。

5 選定方法

選定委員会の各委員の審査点の合計の平均値（小数点第1位以下四捨五入）を最終の審査点とし、最も点数が高かった事業者を受託候補者とする。

(別表 1)

評 価 基 準

(1) 業務実施体制

審査事項	評価				
	A	B	C	D	E
<ul style="list-style-type: none">十分な実績や資格を持った業務責任者や業務実施者による実施体制があるか。過去5年間に類似業務に関わった実績が十分であるか。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

(2) 企画力

審査事項	評価				
	A	B	C	D	E
<ul style="list-style-type: none">本業務の背景、目的、課題を理解し、具体的かつ理論的な提案であるか。温室効果ガス排出量の算定及びシミュレーションの方法等を理解していること。取組による削減効果量、便益、必要費用等の算定の考え方が、国や研究機関の公表等、信頼性が一定担保されている数値等に基づいているか。独自の指標を用いる場合、その信頼性の担保について説明されているか。京都市の特性、更には国内外の地球温暖化対策の動向・最新の知見を十分に踏まえた提案となっているか。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

(3) 資料作成力

審査事項	評価				
	A	B	C	D	E
<ul style="list-style-type: none">委員に理解してもらえるよう工夫された提案書であるか。的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

(4) 見積金額

審査事項	評価
見積内容が妥当であるか。	$\frac{\text{応募者中の最低見積金額}}{\text{応募者の見積金額}} \times 10 \text{点}$

(5) 地域経済への貢献

審査事項	評価	
	該当する	該当しない
京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。	5点	0点

(6) 社会的課題への貢献

審査事項	評価	
	該当する	該当しない
これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けているか。	5点	0点

(別表2)

審査表

委員名	
-----	--

委託業務名：京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の見直しに係る調査等業務（令和7年度実施）

事業者名：_____

審査項目	各評価における審査点					審査点
	A	B	C	D	E	
(1) 業務実施体制	A	B	C	D	E	
	25	20	15	10	5	
(2) 企画力	A	B	C	D	E	
	45	36	27	18	9	
(3) 資料作成力	A	B	C	D	E	
	10	8	6	4	2	
(4) 見積金額	受託希望者中の 最低見積金額					
	受託希望者の 見積金額					
(5) 地域経済への貢献	該当		非該当			
	5		0			
(6) 社会的課題への貢献	該当		非該当			
	5		0			
合計	100点(満点)					